

# かわべ

## 議会 だより



7月25日川辺ダム湖で、マリンスポーツフェスティバルが開催され、町内外から親子連れ、グループなど多くの参加者があり、水面スポーツを楽しみました。

平成16年8月19日



第100号

### 目次

- ◆6月定例会 川辺中学校屋内運動場改築工事に着手 2～3
- ◆平成15年度水道事業会計決算を認定 3
- ◆一般質問 5氏が市町村合併ほか6項目を質問 4～10
- ◆森林の整備・教育基本法の改定を求める意見書を提出 11
- ◆議会傍聴記・編集後記 12

# 6月定例会

(6月10日～18日まで)

## 川辺中学校屋内運動場改築工事請負契約の締結

本定例会では、平成15年度水道事業会計決算の認定を始め、川辺中学校屋内運動場改築工事請負契約の締結、一般会計補正予算など16議案を審議し、いずれも原案のとおり可決しました。

追加案件として、「森林の整備・保全のための諸対策の確実な推進を求める意見書」、「教育基本法の早期改正を求める意見書」の提出、下水道工事請負契約の締結3件を審議し可決しました。

### 可決案件

#### ▲専決処分

##### ・税条例の一部改正

主な内容は、地方税法の改正により、個人の住民税均等割額が、16年度から全国一律に年額3000円になり、公的年金等控除の見直しと併せて、老年者控除が18年度以降廃止されます。(所得金額が一定金額以下の者は、特例処置として住民税が非課税)。

また、土地、建物の長期譲渡所得にかかる100万円の特別控除の廃止と、併せて税率の引き下げがされました。

##### ・国民健康保険税条例の一部改正

国民健康保険税の算定においても、土地、建物の長期譲渡所得の特別控除が廃止されました。

##### ・消防団員等公務災害補

#### 償条例の一部改正

消防団員等の公務災害補償基礎額の改正をしました。

行するため15年度に福祉振興基金に積み立てました。

#### ▲工事請負契約の締結

##### ・川辺中学校屋内運動場改築工事

主な内容は、社会福祉のための指定寄付金1000万円を、16年度に執行

工期 17年3月15日  
契約金額 5億2920万円



工事の始まった川辺中学校屋内運動場改築工事

平成15年度水道事業業務量

年度末給水戸数	3,512戸	
年度末給水人口	11,062人	
用途別	一般用	3,080戸
	営業用	115戸
	工場用	2戸
	臨時用	2戸
年間総配水量	1,038,232m <sup>3</sup>	
一日最大配水量	3,580m <sup>3</sup>	
一日平均配水量	2,836m <sup>3</sup>	
年間有収水量	929,610m <sup>3</sup>	
有収率	89.54%	
供給単価1m <sup>3</sup> 当たり	182.54円	
給水原価1m <sup>3</sup> 当たり	255.42円	

請負業者 大垣市西崎町  
岐建株式会社

・ふるさと創生ダム湖周  
辺整備事業飛騨川左岸  
遊歩道新設工事(第2  
期)

工期 17年2月24日  
契約金額

1億5225万円  
請負業者 川辺町石神  
塚本産業株式会社

▲町道の路線認定及び廃止

川辺中学校屋内運動場  
改築事業及び飛騨川左岸  
遊歩新設事業に係る  
道路、6路線を認定し、  
6路線を廃止しました。

▲印鑑条例の一部改正

印鑑登録の本人確認を  
厳格にするため、必要な  
書類の提示と質問を行う  
ことができる規定を定め  
ました。

▲非常勤消防団員に係る  
退職報奨金の支給に関する  
条例の一部改正

消防団員の退職報償金  
の支払基準額を引き上げ  
ました。

▲16年度一般会計補正予  
算(第1号)

歳入歳出それぞれ23  
07万5000円を増額  
しました。

主な内容

社会福祉協議会が建設  
する心身障害者小規模授  
産所建設補助金3100  
万円を増額、水道事業会  
計への補助金1000万  
円を減額しました。

▲16年度老人保健特別会  
計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ20  
91万9000円を増額  
しました。

主な内容

老人保健特別会計の過  
年度精算により一般会計  
への繰出金を増額しまし  
た。

▲16年度介護保険特別会  
計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ14  
90万1000円を増額  
しました。

主な内容

介護保険特別会計の過  
年度精算により一般会計  
への繰出金と介護給付費  
準備基金積立金を増額し  
ました。

▲16年度水道事業会計補  
正予算(第1号)

水道事業会計の15年度  
決算の確定等により一般  
会計からの補助金を減額  
しました。

▲15年度水道事業会計決  
算の認定

15年度の水道事業会計  
が3月31日で終了し、地  
方公営企業法の規定によ  
り決算の報告を受けまし  
た。

その他の案件

▲報告案件

・15年度繰越明許費繰越  
計算書  
・町土地開発公社の経営  
状況

▲専決処分

・中部圏都市開発区域の  
指定に伴う固定資産税  
の特例に関する条例の  
一部改正

▲可決案件

・地方独立行政法人法の

施行に伴う法律の整備  
等に関する法律の施行  
に伴う関係条例の整備  
に関する条例の制定



▲下水道工事請負契約の  
締結

・比久見汚水幹線他管渠  
布設工事

工期 17年3月18日  
契約金額 6342万円  
請負業者 川辺町比久見  
株式会社小栗建設

・四番地地内面整備工事  
工期 17年3月18日  
契約金額 5649万円  
請負業者 川辺町鹿塩  
株式会社丸高興業

・飛騨川右岸汚水幹線他  
管渠布設工事

工期 17年3月18日  
契約金額 1億1109  
万円  
請負業者 可児市下恵土  
字広瀬  
株式会社市川工務店

# 一般質問

聞きたい  
そこが  
知りたい

定例会最終日の6月18日、5名の議員が質問に立ち、市町村合併問題ほか6項目にわたり町政をたずねました。  
質問と答弁の内容は次のとおり。



牧田富朗議員

1市7町村が互譲の精神で合併できないか

【牧田議員】美濃加茂市と加茂郡7町村の合併協議は、協定項目があと4項目となり、最終段階を迎えている。5月12日の第11回協議会で、美濃加茂市の1委員から2段階合併案が出された。この案は加茂郡を2分することであり議論の余地はないか。

1市7町村で協議を進める

【佐藤町長】合併の枠組みについては、15年3月の第1回川辺町議会定例会で、1市7町村での合併協議会参加の議決をいただいている。

1 合併の枠組みは、①1市7町村②2段階合併③加茂郡1本④単独で合併しない。  
2 協議会が延期となったり、2段階合併案が出たり、町民はなかなか理解し難く、今こそ住民説明会が必要とと思うがどうか。  
3 合併に関する住民の意向調査はどう考えているか。  
4 残された項目等、町村長会がリーダーシップを取ってまとまらないか。

現在、2段階合併論を含めいろいろな動きや意見が出ていますが、現時点においては軽々しく1市7町村の協議を否定したり他の組み合わせを論ずるべきではないと考えている。肅々と現在の1市7町村の協議会で協議を進める所存である。  
住民説明会は4回目の「市町村合併何でもトーク」の開催を4月に予定していたが、合併協議会の延期により、時期不相当と中断した。毎月実施している「町長と語る会」やその他の会合で最新の情報を多くの町民に伝え、意見をいただき、議論してきた。説明会に

代わる広報広聴にも努めてきた。  
住民意向調査については、今現在は考えていない。

残された協定項目の協議の場合は合併協議会のほかになく、また、小委員会付託事項については、協議会前に各委員会で審議を経ることからその動静を見守りたい。

最終的な合併の是非は議決権のある各市町村議会が判断することとなるので、執行部と議会との考えの一致が重要である。

下吉田地区の道路改良事業等の施策は

【牧田議員】下吉田地区の治山・河川・防災等の整備事業は推進されつつあるが道路の改良事業は遅れていると思う。下吉田関係のことについて伺う。  
1 幹線道路の改良事業

は長年の要望となっている。過去に地元の見解が得られなかった経緯から「下吉田は以前反対があった」という先入観があつて後回しになってはいないか。

2 消防詰所の駐車場は車の待避所等に利用できないものか。(公用地として)  
3 南陽寺林道(作業道)は15年度に延長整備されたが車によるごみの不法投棄が懸念される。入り口付近にチェン等で通行規制はできないか。(飯谷・大洞林道はチェン規制中)

地元や土地所有者の理解・協力で事業が進められる

【高井基盤整備課長】道路改良は、いろいろな意見があり総論賛成、各論反対の場合や個人的な問題もある。土地の買収・提供ともなると難しい問題

# 一般質問



下吉田の消防詰め所

題も発生する。地元の皆様も発生する。地元の皆様さんや土地所有者の理解・協力があつてこそ事業

が進められるので、今後においても努力していく。

消防活動に支障のない範囲で地元消防団に管理を任せ

【古川経営管理課長】消防詰所は行政上の目的があり利用制限がある。実際の管理については、消防活動に支障がない範囲で地域の状況・実情に応じて各分団に管理を任せ

山林所有者などの意見を聞いて対処

【高井基盤整備課長】林道は、入り口に「林道利用者へお願い」の看板が設置しており、廃棄物を積載した車の進入禁止も記載されている。皆さんにも監視等の協力をお願いしたい。

通行規制については、林道利用者が様々であるので地元、山林所有者な



町道の側溝改良（下吉田地内）



南陽寺林道入り口



ど関係者で対処していただきたい。

**学校内外での児童生徒の安全対策は徹底されているか**

【牧田議員】学校内に不審者が侵入殺傷事件（大阪）同級生殺害事件（佐世保）が発生し安全・安心であるべき学校での事件であり、誘拐や連れ去り事件、遊具事故も多発している。より一層の安全・安心な学校づくりを願う学校・家庭・地域の連絡体制の確立が不可欠である。

1 事件後「生徒指導の充実について」の通知が岐阜県教育委員会から出された。各学校への指導具現化は。  
2 町内小学校体育館での児童転落事故はその後どのように対応されたか。設計上の問題点はないか。

**職員の共通理解を図る。情報モラルの指導を進める必要がある**

【加藤教育長】通知を受け学校では臨時の職員打合せ会を開き、通知文の共通理解を図り、児童生徒への指導方法を検討し、趣旨の徹底を図っている。保護者への理解と協力をお願いもしている。

また、今回の佐世保の事件はインターネットのメールのやりとりが引き金になったようで情報モラルについても指導を進める必要がある。

川辺西小学校の児童の事故は、学校では事故後直ちに緊急の職員打合せを行い、事故発生時の状況を確認し、再発防止について検討し、翌日臨時の児童集会を行い安全についての指導をした。また、PTA実行委員会で事故の状況報告をした。

事故原因となった箇所は児童が上れない構造に改修する処置と、事故防止のための指導の徹底を学校へ指示した。



安田昌次議員

**町に関わる国・県事業の進捗状況は**

【安田議員】厳しい状況下で編成された16年度国・県予算であるが町に関わる公共事業の、国道41号美濃加茂バイパス、主要地方道美濃川辺線、東海環状自動車道及びその側道、国道418号線道路改良、以上の事業の工事見通しと完成予定時期

はいつか。

また、町が県に強く要望している事業で、国道418号線中川辺地内J R踏切改良計画の立案、主要地方道可児金山線バ

イパス事業の着手、主要地方道美濃川辺線バイパス計画の立案、美濃川辺線と県道山之上線への接続事業の着手について、県で採択される見通しは



可茂建設事務所の現地確認（6月23日）

# 一般質問

あるか。  
また、その時期はいつ頃か。

早期着手、早期完成を強く要望していく

【高井基盤整備課長】国道41号美濃加茂バイパスの用地買収の進捗率は90%以上と聞いている。工事は東海環状自動車道美濃加茂インター先について現在施工中で、早期供用を目指しているとのこと。

県道美濃川辺線は、国道41号美濃加茂バイパス関係で、国が一部改良工事を行う計画であるが、完成の時期は不確定である。  
東海環状自動車道は、舗装工事が進められているが、2005年の愛知万博開催に向け16年度末の完成を目指している。側道についても、本線同様16年度末までの完成を

目指しているとのこと。

国道418号線は、美濃加茂境で幅員の狭いところがあり、一部拡幅計画があるが、国道41号美濃加茂バイパス工事と併せて整備されると聞いている。

県に強く要望している事業で、国道418号線の「関街道踏切」については、まだ計画立案されていない。

可児金山線については、未買収部分の用地買収予算の確保が難しい状況の中で事業着手の目途は聞いていない。

美濃川辺線のバイパス計画については、まだ立



案されていない。

美濃川辺線と県道山之上線の接続事業については、まだ計画立案されていない。

6月23日に可茂建設事務所長以下担当課長が来町し、要望箇所の現地確認があるので、その機会に強く要望をしていく。

有害鳥獣の被害対策は

【安田議員】イノシシなどの有害鳥獣の被害が最近特に多く、農家は苦慮している。県で「鳥獣被

害総合対策指針」を策定すると聞いているが、町に対してどのような指導があったか。  
また、捕獲許可権限を市町村長に移譲されているが、どのように許可数を定めているのか。

捕獲事業の経費の一部を県から助成を受けているが、農業用水路や土手などがイノシシなどによる被害が発生したときは、復旧費を町が援助できないか。



イノシシに荒らされた農地（鹿塩地内）



地元の要望をもと  
に対応する

【日下部産業環境課長】

「鳥獣被害総合対策指針」は、今現在、県で策定中であるので、策定されてから通知があると思う。

捕獲許可数は、基本的には地元区長さんからの要望書の提出で確認をし、許可数を決定しているが、有害鳥獣の種類や捕獲方法、捕獲できる頭羽数や期間を定めている。

農業用水路や土手などの被害は、鹿塩地区においては国の制度である中山間地域直接支払制度の活用で対応できる。

いずれにしても、地元の見解を聞いて対応していきたい。



櫻井真茂議員

市町村合併に対する  
町長の方向性は

【櫻井議員】合併協議が大詰めを迎える中、美濃加茂市の1委員から段階的合併論が提言された。

加茂郡の町村は合併問題に対して、今後どのように進展していくのかわからないが、回を重ね協議検討をされていくと思う。町長に次の3点について伺う。

- 1 現状のままでは財政的に、現在行っている住民サービスの提供をいつまで維持できるか。経常経費比率が100%近くになるのはどうか。

- 2 5月31日、加茂郡の町村長会として、美濃

3 合併協議会の現状、今後の推移を含め町長はどう受け止めているのか。



また、町長としての方向性は

現在は1市7町村で協議を進めるべきと考える

【佐藤町長】国の行財政改革の行方や景気動向など、町の財政分析の前提となる社会・経済情勢の

見通しが立たないのが現状である。あくまで経験的な感覚で答えるとするれば、ここ数年の厳しさが今後も継続された場合、一般的な行政サービスは5年程度は維持できると思う。

新聞報道については、5月12日の合併協議会で美濃加茂市の委員から提言のあった2段階合併論は、各市町村が持ち帰って検討し、次回の協議会で報告することになったと理解している。当町では5月14日に議会議員及び町選出の合併協議会委員と執行部で協議をしたが、結論は出ないものさまざま意見があった。5月24日に加茂郡の町村長が集まる機会があり、意見交換したところ各町村とも2段階合併論は制度的にわかりにくく住民の理解が得がたいなど、町村長の意見としても否定的な意見が大勢だった。このためこの雰囲気美濃加茂市長に伝え

# 一般質問

たらどうかということから、加茂郡町村会長と副会長が美濃加茂市長に面会されたと聞いている。

この行為は町村長会の雰囲気や伝えたものによらず、議会軽視として指摘される事実には当たらないと思う。8市町村の合併に対する意志決定は、各市町村で慎重に議論され合併協議会で示すべきと考える。

現状の合併協議は、いくつかの問題から難しい局面となっており、今後さまざまな動きはあると思うが、現在のところは1市7町村で協議を進めて行くべきと考える。



佐伯陽子議員

交通規制による事故防止対策を

【佐伯議員】国道41号線がまじり橋交差点で、今年に入り交通事故が多発している。最近も右折車両に追突する事故が発生した。前議会で同僚議員から質問もあつたが、地元住民の理解を得ながら交通規制等対策がで

いか。

また、町内にも交通規制の方法によっては、安全性が高まる交差点もあるので、現状を把握し対処すべきであると思うが考えを伺いたい。

関係者の意見、指導を受け県へ具申していく

【古川経営管理課長】町内での交通事故の発生は前年度に比べ急増している。特に国道41号線下川辺、がまじり橋付近で右折車両に追突する事故が、5ヶ月で11件起きています。警察において地元住民の意見・調整を図り右折禁止の交通規制の継続をし、県公安委員会で決定されている。

実施については、地元住民の意見をふまえ、東海環状自動車道側道の完成も考慮し決定されると聞いている。

今後、交通安全協会、住民の皆さんの意見

を聞き、警察の指導も受け、県（公安委員会）へ具申していく。

不在家屋所有者へ安全対策の指導はできないか

【佐伯議員】東海、東南海地震の発生が懸念される中、町内の不在家屋で屋根から瓦が落下したり、庭木の枝が道路にはみ出しているところがある。



不在家屋の庭木が道路へ



町内の不在家屋を把握し、危険な状態のところは所有者等に安全対策の指導をしたらどうか。  
また、居住家屋でも特に危険な状態の家屋に修繕費等の支援方法はないか。

個人の財産であり、今後の課題とする

【古川経営管理課長】不在家屋対策は、個人の財産に関することであり、不在の定義、調査権、立ち入り権、費用負担など多くの問題がある。現状の法制度の下では非常に難しい。今後の課題として研究・検討する。



中西 修議員

市町村合併に対する町長の理念は

【中西議員】1市7町村の合併協議は様々な考えや意見が出され、合意が難しい状況であると実感しているが、町長は合併問題に対してどのような努力をしておられるのか  
また、合併問題に対する根本的な理念等聞きたい。

互いの理解と信頼関係の醸成である

【佐藤町長】合併問題に対しては慎重にかつ、一生懸命あたっていかないと申し上げようがない。

職員に対しても、市町村合併は現在の最大の行政課題であることを認識の上、関係事務については粛々と確実に実施するよう指示している。職員は

一丸となって合併問題に取り組んでいる。  
市町村合併の基本は、お互いの理解と信頼関係の醸成であると考え、現在の合併協議に対して

若干の不協和音はあるようだが、我々は一衣帯水の精神で臨めばやがて目的を達成できると信じている。



1市7町村の合併協議会

# 2件の意見書を可決し、関係機関に提出しました。

## 森林の整備・保全のための諸対策の

### 確実な推進を求める意見書

我が国の国土の7割、県土の8割を占める森林は、地球温暖化の防止をはじめ、国土の保全、良質な水の安全確保など国民生活に欠くことのできないものであり、その機能を十分発揮させる為には、森林の健全な育成・管理が不可欠であります。さらに、平成14年3月に策定された地球温暖化対策推進大綱によると、京都議定書に定める日本の温室効果ガス削減目標6パーセントのうち3.9パーセントを森林吸収源対策による削減量で確保する計画となっており、森林の持つ二酸化炭素吸収能力に大きな期待が寄せられています。

しかしながら、森林を抱える私たちの町村では、これまで、山林地域の社会基盤の整備、活性化に努めてきましたが、木材価格の低迷、林業経営後継者の不足等による林業生産活動の停滞で山村の活力は低下し、その結果、手入れがされず、放置される森林が多くなっています。このままでは、森林の有する多面的機能が大幅に停滞し、森林による温室効果ガスの吸収量確保の目標達成も困難となります。

よって、国においては、森林の整備、保全のための諸対策をさらに充実させるとともに、温暖化対策税創設の検討にあたっては、森林を守る山村整備を一層促進するための新たな財源として位置づけ、地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を図られるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年6月18日

岐阜県川辺町議会

## 教育基本法の早期改正を求める意見書

教育基本法は、戦後の我が国の教育の基本を確立するために、昭和22年に公布・施行された法律であります。

全体で11条からなり、教育の基本理念、教育の機会均等、義務教育が9年であることや無償であることなどについて定めてあります。教育基本法は、学校教育法、社会教育法など、すべての教育法規の根本とも言うべき法律であり、我が国の教育はこの法律にのっとり行われてきました。

しかし、一度も改正されないままに制定から半世紀以上を経て、社会状況が大きく変貌し、教育全般についてさまざまな問題が生じている今日、教育の根本である理念・目的にさかのぼって教育の在り方を見直すことが必要との考えが重要課題となってきました。

こうした中、中央教育審議会では、平成15年3月「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」の答申を取りまとめ、文部科学大臣に提出しました。

同答申では、「信頼される学校教育の確立」、「家庭の教育力の回復」、「伝統文化の尊重」、「郷土や国を愛する心」といった、現行法には十分示されていないと考えられる理念や原則を明確にすべきとの指摘がなされています。

しかしながら、国においては未だ国会での審議が開始されていません。教育は国家の大計といわれるように我が国・地域の将来に大きく関わります。

よって、政府におかれましては、早急に教育基本法改正案を提出し、早期の改正をされるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年6月18日

岐阜県川辺町議会

# 議会傍聴記

定例会最終日、6月18日に多くの傍聴者があり、2名の方から感想文をいただきましたので紹介します。



平岡 淳二

## 第2回定例会を傍聴して

6月18日午前9時から第2回定例会を傍聴しました。

この日は、議会の花と言われる一般質問の日で、5人の議員が質問に立たれました。

1市7町村の合併に当たっては互議の精神でと訴えられた主張は地方自治の原点であり、賛成です。

有害鳥獣駆除対策の質問は地域性のある質問で、町議会ならではの良い質問でした。

不在家屋の安全性確保に関する質問は、女性の眼を感じさせる良い質問でした。

技術的には、質問要旨の明確化と具体論の展開の工夫、マイクの活用が課題でしょう。

全体を通して、町長の論旨明確な誠意ある答弁が印象に残りました。

議員は地域住民の代表です。地域住民の意見を集約し町政に反映させる義務があります。

私は一町民の視点から、これからも町議会を見守ります。



井戸登枝子

## 議会の傍聴に思う

この20年来、議会の傍聴には心がけて来ました。熱心な質問と真摯な答弁が醸し出す、その緊張した雰囲気は好きです。傍聴のたび議会の大切さをその都度感じて参りました。

乏しい財政をいかに有効に使うかなど、当事者の方々が苦労されていることも良くわかりました。何事も議会を通さないと成立しない仕組み、これは議会制民主主義の世の中では当然のことと思います。ときには、実に無意味で不毛な論議や常識を疑うような質問があったりします。

通俗的な言葉に「政治や行政など誰がやっても大して違いは無い。」と言われていますが、やはり識見や能力のある人がやれば違うものだと思います。いつも便利に使われる答弁の言葉に「考えておきます。」「進めて居ります。」などの言い方がありますが、その後、即実行される場合は数少ないようです。常日頃心にかかることです。みんなが住みよい町を期待しています。そのために議論のできる議会であってほしい。



議会報も100号になりました



53年5月発行の第1号

## 編集後記

昭和53年に、初めて議会報が発行されて25年たち、今回記念すべき100号を発行することとなりました。

第1号の「かわべ議会報発刊によせて」を書かれたのは、当時議長をされていた鹿塩の横田良房さんでしたので、お訪ねしてみました。その頃、近隣の町村では、どこも議会報を発行しているところは無かったようですが、議員の総意がまとまり、川辺町が先陣を切って発行することになりました。

横田さんは、今は80歳で午前は農業、午後は囲碁の先生として活躍してみえます。議会のことや議員の様子もよく知ってみえ、感心しました。

合併協議の進む中、あと何号まで発行できるでしょうか。

Y・S